

パブリックコメント（町民意見募集）手続の概要

目的

パブリックコメント（町民意見募集）とは、町が政策などを決定するまでの過程における公平性や透明性を向上させ、町民の皆さんの「町政への積極的な参画」と「協働のまちづくりの推進」を目的としています。

対象となる案件

- ①町の基本的方針を定める行動計画や構想の策定及びこれらの重要な改定
- ②町の基本的な制度を定める条例又は広く町民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例等の制定又は改廃
- ③町の基本的な政策等を定める計画及び個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- ④その他実施機関が必要と認めるもの

ただし、次のものは対象案件から除きます。

- ①災害時など、緊急に決定しなければならない事案であるなどの理由がある場合
- ②計画等の変更が直接町民生活に影響を与えない場合や、内容が軽微なもの又は改廃の内容が軽微なもの
- ③町税の賦課徴収に関する事項や分担金・使用料・手数料など金銭の徴収などについての事項
- ④国や県などに法令、条例、計画等があり、それに従って町が規定している場合（既に法令などにその内容が詳細に規定されていて、町の裁量の余地が少ないため）
- ⑤法令などにより、広く町民の意見を聞くことが定められている場合

計画等の案の公表方法

町のホームページに掲載するとともに、公表した案を所管する課の窓口（担当課窓口）で閲覧及び配布します。

意見の提出期間及び提出方法

案などの公表日に意見の提出期間・提出方法をお知らせします。（意見提出期間は、概ね

30 日です)

提出方法は、担当課窓口へ直接提出するか、郵便・ファクシミリ・電子メールで提出していただきます。

なお、意見を提出する際は、氏名・住所・電話番号を記入していただきます。

意見の取扱い及び公表

提出された意見を参考にして、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要と意見に対する町の考え方を公表します。公表の方法は、計画等の案を公表する際と同様の方法で行います。

【提出上の注意】

- 提出いただく意見は、日本語に限らせていただきます。
- 提出いただいた意見は、個人を特定しない形で公表させていただく場合があります。
- 意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合の連絡や、意見がどういった立場からのものかの確認といった、意見の公募に関する業務のみに利用させていただきます。